

## 高岡市・氷見市・砺波地域消防組合消防指令事務 共同運用推進委員会の設置について

### 1 経緯

平成 23 年度中、3 消防本部の事務レベルにおいて、消防指令事務の共同運用に関する勉強会を設置し、その研究結果を報告書としてまとめた。

今般、関係市の協議が整い、この報告書を基本として、平成 24 年 4 月から消防指令事務共同運用推進委員会を設置することとした。

### 2 共同運用推進委員会の設置時期

平成 24 年 4 月中旬

### 3 共同運用推進委員会の目的

( 1 ) 基本的事項に関する合意書(案)の策定

( 2 ) 調印式の設定

( 3 ) 調印後に設置予定の共同運用準備委員会の会則(案)の策定

### 4 共同運用推進委員会の構成

高岡市、氷見市、砺波地域消防組合の消防長及び次長  
事務局 高岡市消防本部 総務課

### 5 基本的事項に関する合意書の調印式の目標時期

平成 24 年 5 月中旬

### 6 基本的事項に関する合意書の内容(予定)

( 1 ) 共同運用の方式

( 2 ) 共同運用の開始時期

( 3 ) 共同消防指令センターの設置場所

( 4 ) 共同消防指令センターへの派遣職員数

( 5 ) その他、必要とする事項

## 1 消防指令事務共同運用に関する経緯

消防指令事務については、従来、各消防本部が通信指令システム等を単独で整備し運用することが原則とされてきた。

しかし昨今、より高度で複雑な災害対応や救急サービスの向上等が求められているとともに、大規模災害等においては、近隣の市町村と連携・共同し、迅速かつ集中的な広域応援を実施しなければならない等、市町村域の枠を越えた対応を求められる状況が想定される。

このことから、消防庁では、複数消防本部が消防指令事務を共同化することを検討すべきと考え、平成 17 年 7 月 15 日付け、消防消第 141 号消防庁次長通知により「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」を発出した。

これらの状況を踏まえ、平成 23 年 7 月から高岡市、氷見市及び砺波地域消防組合の 3 消防本部が、消防指令事務共同運用勉強会を設置し検討を行ってきた。

今般、関係市の協議が整い、消防指令事務共同運用推進委員会を設置し、正式に協議を進めていくことが合意されたものである。

## 2 消防指令事務共同運用とは

消防指令事務の共同運用とは、複数の消防本部における消防指令事務を 1 力所の指令センターにおいて共同で運用することである。

指令センターのシステムを一本化し 1 力所に集約することにより、施設整備費や維持管理費などに要する経費の削減につながるという財政効率等の効果や、指令部門の余剰人員を現場活動員として補充することができるなど、消防体制の強化が見込まれる。

消防指令事務の共同運用の場合は、消防の広域化の場合とは異なり、それぞれの消防本部がその管轄区域内の消防責任を負い、部隊運用の方法も消防本部ごとに異なることとなるため、運用実施にあたっては細部にわたる調整が必要となる。

## 3 消防指令事務共同運用の効果

### (1) 住民サービスの向上

既存の本部単位から、より広域的運用が行われることにより、市域を越えて消防隊を同時出動させることで、迅速かつ柔軟な対応が可能となる。

### (2) 大規模災害等への迅速な対応

大規模災害やNBC災害等の特殊災害に対し、他市の災害情報や推移等を覚知段階からの把握が可能となり、応援部隊の出動等に迅速に対応できる。

### (3) 財政上の効果

システムの構築を一本化することで、施設整備費、人件費、ランニングコスト等の経費削減を図ることができる。

また、通信指令員の専従化及び効率的配置が図られるほか、各消防本部と消防指令センターとの交流から人材確保、能力向上、職務意欲の向上が期待できる。

共同運用が実施されれば、県西部地域 6 市のうち 5 市を網羅することとなり、災害出動に関する情報が指令センターに集約管理され、かつ、この地域全体の消防部隊が一元管理されることとなる。これにより、地域全体の体制強化もさることながら、隣接市等への協力体制の強化にもつながる。